

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 都市再生事業支援業務に係る設備の範囲は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。 (第九条関係)

二 一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。 (第十九条関係)

三 一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等は、次に掲げるものとする。 (第二十条関係)

1 自転車駐車場

2 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

四 都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準について、情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする事。 (第二十五条第五号関係)

五 一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準について、居住者等利便増進施設又は情報提供看板等に関する技術的基準を準用すること等とする事。

(第二十六条関係)

六 都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲は、一に定める設備とすること。 (第二十九条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第二 都市計画法施行令の一部改正

一 地区計画において都市計画法(二及び三において「法」という。)第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域内において、行為に着手する日の三十日前までに市町村長に届出を要する行為として、土石等の堆積を追加するものとする事。 (第三十八条の四関係)

二 地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域内において、市町村長に届出を要しない行為として、仮設の工作物の建設及び現に農業を営む者が農業を営むため

に行う土石等の堆積を追加するものとする。

(第三十八条の五関係)

三 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為について、法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する法第五十二条第一項本文に規定する行為を追加するものとする。

(第三十八条の七関係)

四 市町村が定めるべき都市計画のうち、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画は、都が定めるものとする。

(第四十六条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 都市公園法施行令の一部改正

一 地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設である建築物を設ける場合に関する都市再生特別措置法（二において「法」という。）第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する都市公園法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(第六条関係)

二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者に代行させない公園管理者の権限として、法の規定による都市再生整備計画の記載事項等についての協議等に係る権限を定めるものとする事。

(第十条の二関係)

三 都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの及び同令第二十条各号に掲げるものの占用の期間について、十年とするものとする事。

(第十四条関係)

#### 第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、都市計画法(二において「法」という。)第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分及び建築基準法第六十条の二の二第三項ただし書の許可を追加するものとする事。

(第二条の五関係)

二 宅地建物取引業者が宅地等の売買等の相手方等に対して契約が成立するまでの間に宅地建物取引士をして説明させなければならぬ事項として、法第五十八条の三第一項及び建築基準法第六十条の二の二第一項から第四項までの規定に基づく制限を追加するものとする事。

(第三条関係)

第五 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、都市計画法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分及び建築基準法第六十条の二の二第三項ただし書の許可を追加するものとする事。

(第七条関係)

第六 その他所要の改正を行うものとする事。

第七 附則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行するものとする事。

(附則関係)



政令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を第四十四条とし、第二十九条から第三十六条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十八条中「第三十六条」を「第四十三条」に改め、同条を第三十五条とし、第二十七条を第三十四条とし、第二十六条を第三十三条とし、第二十五条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

第三十二条 法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十五条及び第二十二条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行令第十五条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

第二十四条中「第八十一条第十四項」を「第八十一条第十九項」に改め、同条を第三十条とし、第二十三条の二を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条の見出しを「（都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）」に改め、同条中「第六十二条の二」を「第六十二条の二第一項」に改め、同条第一号中「と（いう。）」の下に「又は法第四十六条第十四項第一号の施設等（以下この条において「情報提供看板等」という。）」を加え、同条第二号中「居住者等利便増進施設」の下に「又は情報提供看板等」を加え、同条第四号中「第十七条第一号」を「第十八条第一号」に改め、同条第五号中「居住者等利便増進施設」の下に「又は情報提供看板等」を加え、同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。



五 情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする。

第二十二条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条 法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあつては前条（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあつては前条（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

2 第二十条第一号に掲げる施設等に係る法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、前項に定めるもののほか、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に配置するものとする。

第二十一条中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等）

第十九条 法第四十六条第十四項第一号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等）

第二十条 法第四十六条第十四項第二号ロ(2)の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第二十三条第一号ニ」を「第二十七条第一号ニ」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の一条を加える。

（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）

第九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第二十三条」を「第二十七条」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第二条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項第三号口中「地方公共団体」の下に「その他の者」を加える。

第三十八条の四に次の一号を加える。

四 地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項(第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。)が定められている土地の区域 当該物件の堆積

第三十八条の五第二号イ中「建設」の下に「(地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる

事項が定められている土地の区域にあつては、前号イに掲げる工作物の建設」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 現に農業を営む者が農業を営むために行う第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積

第三十八条の七第四号を同条第五号とし、同条第三号中「、同項」を「同項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する法第五十二条第一項

本文に規定する行為

第三十八条の八（見出しを含む。）中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

第三十八条の九（見出しを含む。）中「第五十八条の六第一項第三号」を「第五十八条の七第一項第三号」に改める。

第三十八条の十中「第五十八条の九第一項」を「第五十八条の十第一項」に改める。

第四十二条第三項中「市長」を「市町村長」に改める。

第四十六条第一号中「居住調整地域」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号口中「第五十八条」の下に「、法第六十条の二の二第三項」を加える。

第三百三十七条及び第三百三十七条の十二第二項中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、法第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

(都市公園法施行令の一部改正)

第四条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第五条の九第一項」の下に「又は都市再生特別措置法第六十二条の七第一項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第十四条第一号ニにおいて同じ。)に基づき滞在快適性等向上公園施設(同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ)。

）である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第十条の二第五号中「により」を「により、」に改め、同条に次の三号を加える。

十一 都市再生特別措置法第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、都市再生整備計画（同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。）に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設

置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

第十四条第一号口中「第十七条第一号」を「第十八条第一号」に改め、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する」を削り、「同条第十二項」を「都市再生特別措置法第四十六条第十二項」に改め、同号に次のように加える。

ハ 都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第一号に定める事項に係るものに限る。）

ニ 都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの（公園施設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「第五十八条第一項」の下に「及び第五十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第三項ただし書」を加える。

第三条第一項第一号中「第五十八条の二第一項及び第二項」の下に「、第五十八条の三第一項」を加え、同項第二号中「第六項」の下に「、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三十三号中「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の四第三項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第七号

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第二号

三 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第七号

四 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第四号



五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第六号

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十号

七 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第九号

八 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十六条第一項第二十三号

九 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十一号

十 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第十六号

十一 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十五条第一項第六号

十二 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第九号

十三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）第二十二條第一項第

十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第二十二條  
第一項第六号

十五 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六條第一項第十一号

十六 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第六十七号）第六條  
第一号

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七條 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條第六号中「第五十八條の九」を「第五十八條の十」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第八條 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「第五十八條第一項」の下に「及び第五十八條の三第一項」を加え、同條第二号中「第五十九條の二第一項」の下に「、第六十條の二の二第三項ただし書」を加える。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正)

第九条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成二十年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「により」を「により、」に改め、同項に次の三号を加える。

十 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第十七項(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十一 都市再生特別措置法第六十二条の三(同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項(同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定(同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。)の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること)を確認し、公園施設設

置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関すること。

第八十六条第十四号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

## 附 則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

## 理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民間都市開発推進機構が行う都市再生事業支援業務に係る設備の範囲を定める等都市再生特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。



○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第一条関係）	1
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）（第二条関係）	6
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	10
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	13
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）	16
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第六条関係）	20
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）	21
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	22
○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）	23
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第六条関係）	24
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第六条関係）	25
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第六条関係）	26
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）	27
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第六条関係）	28
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）	29
○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）	30
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第六条関係）	31
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）（第六条関係）	32
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	33
○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）	34
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第六十七号）（抄）（第六条関係）	35
○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）（第七条関係）	36
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第八条関係）	37
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第九条関係）	39
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第十条関係）	41





改正案	現行
<p>（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）</p> <p>第九條 法第二十九條第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。</p> <p>第十條～第十三條 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十四條 法第四十六條第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七條の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十七條第一号ニ）において「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五條第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十五條～第十八條 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第九條～第十二條 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十三條 法第四十六條第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七條の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十三條第一号ニ）において「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五條第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十四條～第十七條 （略）</p>

(一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等)

第十九条 法第四十六条第十四項第一号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

(一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等)

第二十条 法第四十六条第十四項第二号ロ(2)の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 自転車駐ち場
- 二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第二十一条 第二十三条 (略)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第二十四条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十七条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準)

第二十五条 法第六十二条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十六条第十二項の施設等(以下この条において「居住者等利便増進施設」という。)又は法第四十六条第十四項第一号の施設等(以下この条において「情報提供看板等」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園として

(新設)

(新設)

第十八条 第二十条 (略)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第二十一条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十六条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準)

第二十二条 法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十六条第十二項の施設等(以下この条において「居住者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする

の機能を害しないものとする。

二 地上に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 （略）

四 居住者等利便増進施設のうち、第十八条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする。

六 居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イゝハ （略）

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条 法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあつては前条（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあつては前条（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

2| 第二十条第一号に掲げる施設等に係る法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、前項に定めるもののほか、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支

二 地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 （略）

四 居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

（新設）

五 居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イゝハ （略）

（新設）

障を及ぼさない場所に配置するものとする。

第二十七条・第二十八条 (略)

(都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲)

第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。

(居住誘導区域を定めない区域)

第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

第三十一条 (略)

(宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例)

第三十二条 法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十五条及び第二十二條の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行令第十五条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

第三十三条・第三十四条 (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十五条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計

第二十三条・第二十三条の二 (略)

(新設)

(居住誘導区域を定めない区域)

第二十四条 法第八十一条第十四項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

第二十五条 (略)

(新設)

第二十六条・第二十七条 (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第二十八条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計

画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第四十三条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

第三十六条～第四十四条（略）

附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 令和四年三月三十一日までの間における第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第三十六条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

第二十九条～第三十七条（略）

附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成三十四年三月三十一日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

改正案	現行
<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体その他の者が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項（第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。）が定められている土地の区域 当該物件の堆積</p> <p>（地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>	<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設(地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域にあつては、前号イに掲げる工作物の建設)

ロ ホ (略)

三 五 (略)

六 現に農業を営む者が農業を営むために行う第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積

七 (略)

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する法第五十二条第一項本文に規定する行為

三 (略)

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

五 (略)

(法第五十八条の七第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利)

第三十八条の八 法第五十八条の七第一項の政令で定める使用又は収益

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設

ロ ホ (略)

三 五 (略)

(新設)

六 (略)

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

四 (略)

(法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利)

第三十八条の八 法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益

を目的とする権利は、土地に関する地上権又は賃借権とする。

(法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件)

第三十八条の九 法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

一・二 (略)

(遊休土地の買取りの協議を行う法人)

第三十八条の十 法第五十八条の十第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。

(公告の方法等)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地

を目的とする権利は、土地に関する地上権又は賃借権とする。

(法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件)

第三十八条の九 法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

一・二 (略)

(遊休土地の買取りの協議を行う法人)

第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。

(公告の方法等)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地



域、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区  
二  
四 (略)

域又は特定用途誘導地区  
二  
四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条  次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条、<u>法第六十条の二の二</u>第三項及び法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、<u>法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）</u>並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条  次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、<u>法第五十八条及び法第六十条の三第二項</u>に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、<u>法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）</u>並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>七・八 （略）</p>

## (基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項若しくは第二項、法第六十三条第一項若しくは第二項、法第六十四条第一項若しくは第二項、法第六十五条第一項若しくは第二項、法第六十六条第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第二項、法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

## (大規模の修繕又は大規模の模様替)

## 第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一

## (基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項若しくは第二項、法第六十三条第一項若しくは第二項、法第六十四条第一項若しくは第二項、法第六十五条第一項若しくは第二項、法第六十六条第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第二項、法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

## (大規模の修繕又は大規模の模様替)

## 第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一

項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3  
5 (略)

項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項若しくは第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3  
5 (略)

改正案	現行
<p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7  地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協 定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の 三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第 十四条第一号二において同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設 （同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園 施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ。）で ある建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に 関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法 第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上 公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を 限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることが できることとする。</p> <p>8  国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第 五条の九第一項又は都市再生特別措置法第六十二条の七第一項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲につい ては、第二項から前項までの規定を準用する。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、 当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園</p>	<p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7  国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第 五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政 令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、 当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園</p>

の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜四 (略)

五 法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六〜十 (略)

十一 都市再生特別措置法第四十六条第十七項(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、都市再生整備計画(同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。)に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三(同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項(同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること)を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜四 (略)

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六〜十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ (略)

ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第十条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)

ハ 都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの(都市再生

整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第

一号に定める事項に係るものに限る。)

ニ 都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの(公園施

設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二

条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。)

二 四 (略)

一 次に掲げるものについては、十年

イ (略)

ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第十条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)

(新設)

(新設)

二 四 (略)

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七條第三項第二号、第六十八條第一項第二号及び第三項第二号、第六十八條の三第四項、第六十八條の五の三第二項、第六十八條の七第五項、第八十六條第</p>



六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分  
三〇二十八（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第五十八条の三第一項、第六十五条第一項並びに第六十

三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分  
三〇二十八（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項

、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九百九条の四  
第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第十八  
十八条第一項及び第二項並びに第九百八条第一項及び第二項  
三十三の二、三十七 (略)

、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九百九条の二  
第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第十八  
十八条第一項及び第二項並びに第九百八条第一項及び第二項  
三十三の二、三十七 (略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三條第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十三條の七第一項、第五十九條第一項、第二項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>八〇三五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三條第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十三條の六第一項、第五十九條第一項、第二項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>八〇三五（略）</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）                      第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項                      三〇十六 （略）</p> <p>2                      （略）</p>	<p>（他の法令の準用）                      第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項                      三〇十六 （略）</p> <p>2                      （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八条の七第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市計画法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項</p> <p>五～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市計画法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>五～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の七第一項、第五十九條第二項及び第四項並びに第六十三條第一項</p> <p>七～二十七 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第二項及び第四項並びに第六十三條第一項</p> <p>七～二十七 （略）</p>



改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>十一〇三十二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>十一〇三十二（略）</p>

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）            第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一〇八（略）            九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八條の七第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項            十〇三十三（略）            二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）            第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一〇八（略）            九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八條の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項            十〇三十三（略）            二（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）                  第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。                  一～二十二（略）                  二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項                  二十四～六十三（略）                  2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用）                  第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。                  一～二十二（略）                  二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項                  二十四～六十三（略）                  2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二～二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二～二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）            第十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一～十五 （略）            十六  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項            第三号及び第五十八条の七第一項            十七～四十三 （略）            2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）            第十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一～十五 （略）            十六  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項            第三号及び第五十八条の六第一項            十七～四十三 （略）            2 （略）</p>

○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項七～十八 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項七～十八 （略） 2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の七第一項</u>、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二 十〇三十四（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の六第一項</u>、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二 十〇三十四（略）</p>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の七第一項</p> <p>四〇十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の六第一項</p> <p>四〇十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>



○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）            第二十二條  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一～五 （略）            六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十八條の七第一項</u>            七～十 （略）            2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）            第二十二條  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。            一～五 （略）            六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十八條の六第一項</u>            七～十 （略）            2 （略）</p>

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条  次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項</p> <p>十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条  次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>二〇七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第二十三条第二項第三号の政令で定める場合は、土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 都市計画法第五十八条の十の規定により遊休土地を買い取る場合</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第二十三条第二項第三号の政令で定める場合は、土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 都市計画法第五十八条の九の規定により遊休土地を買い取る場合</p> <p>七・八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七号第三項第二号、第六十八号第一項第二号及び第三</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七号第三項第二号、第六十八号第一項第二号及び第三項第二号、第六十八号の三第四項、第</p>

項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十二（略）

第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十二（略）

改正案	現行
<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 都市公園法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>六～九（略）</p> <p>十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。</p> <p>十一 都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定（同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。）の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設</p>	<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>六～九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

2・3 (略)

(新設)

2・3 (略)



改正案	現行
<p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第 十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事 務。</p> <p>五 九（略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法に規定する都市再生歩行者経路協定、退避 経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進 協定及び低未利用土地利用促進協定に關すること並びに同法に規定 する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に關すること（住 宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 十七（略）</p>	<p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 八（略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する 都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備 歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定 に關すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等 供給施設協定に關すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 十七（略）</p>



都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

- 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）．．．．． 1
- 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）．．．．． 8
- 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）（抄）．．．．． 15
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）．．．．． 21
- 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）．．．．． 25
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正後の条文）．．．．． 26
- 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）．．．．． 32
- 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）．．．．． 33
- 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）（抄）．．．．． 34
- 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正後の条文）．．．．． 35
- 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）．．．．． 36
- 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）．．．．． 37
- 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）．．．．． 38
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）．．．．． 38
- 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）．．．．． 39
- 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）．．．．． 39
- 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）．．．．． 40
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）．．．．． 40
- 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）．．．．． 40
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）．．．．． 41
- 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）．．．．． 41
- 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）．．．．． 41
- 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）．．．．． 42
- 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）．．．．． 42
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）．．．．． 42

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）	43
○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）	43
○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第六十七号）（抄）	43
○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）	44
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	44
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	45
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）	45
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）	46
○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）	46
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	47

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十三条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の指定区間外の国道

(2) 都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの（国又は都道府県が設置するものに限る。）

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）

第十四条 法第四十六条第七項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）

第十五条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）  
第十六条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- 二 観光案内所
- 三 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家
- 四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十八条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

- 一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区
- 二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）
- 三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の緑地保全地域（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）

（都市再生推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）

第十九条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- 一 道路
- 二 公園、緑地又は広場
- 三 下水道
- 四 河川その他の水路
- 五 防水又は防砂の施設
- 六 都市施設のうち、法第一百九条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

(道路管理者の権限の代行)

- 第二十条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号(道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号、第五号、第十九号、第二十号(道路法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十五号(道路法第二十四條本文の規定による承認があったものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号(道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)、並びに第四条の二第一項第二号(道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
- 2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十九号又は第二十号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

- 第二十一条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十六條第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。
- 一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十條第三項本文、第十條の二第二項又は第十一條第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道(道路法第三條第四号の市町村道をいう。)にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十條第三項の条例で定める幅員であること。
- 二 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二條第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

(都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準)

- 第二十二条 法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
- 一 法第四十六條第十二項の施設等(以下この条において「居住者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。
- 二 地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設(都市公園法第二條第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。)の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第二十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五ヘクタール

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業（第五号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二ヘクタール

五 低未利用土地の区域内における都市開発事業 五百平方メートル



(都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲)

第二十三条の二 法第七十一条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

(居住誘導区域を定めない区域)

第二十四条 法第八十一条第十四項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

(都市計画の決定等の提案をすることができる特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件)

第二十五条 法第八十六条第一項の政令で定める戸数は、二十戸とする。

(建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件)

第二十六条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第二十七条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の住宅等の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第二十八条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(第三十六条において「都市計画施設」という。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

(特定開発行為に係る住宅の戸数等の要件)

第二十九条 法第九十条の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第九十条の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

(技術的読替え)

第三十条 法第九十条の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

	読み替える都市計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十四条	同条	前条
	第三十四条第十号	建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設	住宅等（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。第十三号において同じ。）の建築
	第三十四条第十二号及び第十四号	市街化を 市街化区域内	住宅地化を 居住調整地域外
	第三十四条第十三号	区域区分 居住若しくは業務	居住調整地域 居住
	第四十三条第一項ただし書	建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する	住宅等を建築する
	第四十三条第一項ただし書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設	特定建築等行為（同条に規定する特定建築等行為をいう。以下この条において同じ。）
	第四十三条第一項第一号、第二号及び第四号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設	特定建築等行為
	第四十三条第一項第三号	仮設建築物の新築	住宅等で仮設のもの又は第二十九条第一項第二号に規定する建築物であるものに係る特定建築等行為
	第四十三条第三項	第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号	特定建築等行為（第一項各号

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第三十一条 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「建築物又は第一種特定工作物の敷地」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。第三号イを除き、以下この項において同じ。）の敷地」と、同号イ(4)並びに同項第二号並びに第三号イ及びハからホまでの規定中「建築物又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、同号中「建築物又は第一種特定工作物が次の」とあるのは「住宅等がイ又はハからホまでの」と、同号イ中「法第三十四条第一号から第十号まで」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十号」と、同号ハ及びホ中「市街化を」とある

のは「住宅地化を」と、「市街化区域内」とあるのは「居住調整地域外」と、同号ハ中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為」と、同号ニ中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同号二及びホ中「建築し、又は建設する」とあるのは「建築する」とする。

(開発許可関係事務を処理する市町村長等の特例)

第三十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第九十三条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法施行令第十九条第一項ただし書、第二十二條の三第一項第三号ただし書、第四号及び第五号、第二十三條の三ただし書並びに第三十六条第一項第三号ハの規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。

(認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模)

第三十三条 法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 五百平方メートル
- 二 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 ○・一ヘクタール

(誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲)

第三十四条 法第三十三条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第三十五条 法第八十一条第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条 法第八十一条第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して

行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（都市再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第三十七条 法第十九条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

#### 附 則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成三十四年三月三十一日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクター」とあるのは「〇・二ヘクター（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改

正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等（以下「建築物の利用者等」という。）の利便の増進に寄与する施設（以下「公共施設等」という。）その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲に限る。）について支援すること。

イ 認定事業者（株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「株式会社等」という。）であつて専ら認定事業の施行を目的とするものに限る。）に対する資金の貸付け又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社等に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下このロにおいて「認定建築物等」という。）若しくは認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等若しくは当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等に対する資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得

ハ イ又はロに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二・三 (略)

2・3 (略)

(都市再生整備計画)

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第百十九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共施設等の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2・11 (略)

12 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項を記載することができる。

13 (略)

14 滞在快適性等向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項 地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める施設等（一体型滞在快適性等向上事業（都市再生整備計画に基づき、都市公園に係る市町村実施事業と一体的に実施されるものに限る。）の実施主体がその事業の効果を増大させるために都市公園において設置するものに限る。）の設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項
- 二 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項

イ (略)

ロ 飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設（第十六項において「飲食店等」という。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における当該都市公園の利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）に第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者がその設置又は管理を行わせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、かつ、当該滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「滞在快適性

等向上公園施設」という。)の設置又は管理に関する事項(次に掲げる事項を併せて記載するものに限る。)

(1) 特定公園施設(第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者が一体型事業実施主体等に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。)の建設に関する事項

(2) 公園利便増進施設等(自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める施設等であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。)の設置に関する事項

(3) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進等の設置に伴い必要となるものに関する事項

(4) その他国土交通省令で定める事項

三・四 (略)

15・16 (略)

17 市町村は、次に掲げる場合には、都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について、あらかじめ、当該事項又はその案に係る公園管理者(第三号に掲げる場合にあつては、公園管理者及び一体型事業実施主体等)に協議し、その同意を得なければならない。

一・二 (略)

三 第十五項の規定により第十四項第二号に掲げる事項の案を縦覧に供しようとするとき。

四 前項の規定により意見書及びその添付書類(以下この条において「意見書等」という。)の提出を受けた場合において都市再生整備計画に第十五項の規定により縦覧に供された事項の案のとおり事項を記載しようとするとき。

18  
19 (略)

(都市再生推進法人等による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の二 第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又は実施しようとする者は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又はその効果を一層高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市公園の占用の許可の特例等)

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項又は同条第十四項第一号に定める事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十二項又は第十四項第一号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 (略)

(公園施設設置管理協定)

第六十二条の三 第四十六条第十四項第二号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定(以下「公園施設設置管理協定」という。)を締結するものとする。

2 公園施設設置管理協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 〇八 (略)

九 公園利便増進施設等の設置に関する事項

十 〇十三 (略)

3 (略)

4 公園管理者は、一体型事業実施主体等と公園施設設置管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該一体型事業実施主体等が当該公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行うため適切な資金計画及び収支計画を有すること。

二 当該公園施設設置管理協定の目的となる滞在快適性等向上公園施設が都市公園法第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。

三 当該一体型事業実施主体等が不正又は不誠実な行為をしておそれが明らかでないこと。

5 公園管理者は、一体型事業実施主体等と公園施設設置管理協定を締結したときは、その締結の日並びに第二項第二号の場所及び同項第十一号の有効期間を公示しなければならない。

(公園施設設置管理協定の変更)

第六十二条の四 前条第四項及び第五項の規定は、公園施設設置管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に該当すること並びに当該公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること」と読み替えるものとする。

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等)

第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等(以下「協定一体型事業実施主体等」という。)は、当該公園施設設置管理協定(変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等(第一百九条第六号において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。)をしなければならない。

254 (略)

(地位の承継)

第六十二条の六 協定一体型事業実施主体等の一般承継人は、公園管理者の承認を受けて、当該協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位を承継することができる。

(公園施設設置管理協定に係る滞在快適性等向上公園施設の設置基準等の特例)

第六十二条の七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設を設ける場合における都市公園法第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき同法第四十六条第十四項第二号に規定する滞在快適性等向上公園施設を設ける場合」とする。

2 公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき公園利便増進施設等のための都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十四項第二号(2)の政令で定める施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならぬ。

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部(公共施設等その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内)に限る。

イ 認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)に対する出資若しくは資金の貸付け又は認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)が発行する社債の取得



ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）若しくは認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等若しくは当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等に対する出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得

ハ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する不動産取引（認定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託（受託した土地に認定整備建築物等を整備し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二・三（略）  
2・3（略）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
  - イ 誘導施設の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
  - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保

に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

3  
3  
12  
(略)

13 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた、又は講じられる土地の区域に限る。）であつて、次の各号に掲げる建物の区分に応じ当該各号に定める移転を促進するために、防災指針に即した土地及び当該土地に存する建物についての権利設定等（地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。以下同じ。）を促進する事業（以下「居住誘導区域等権利設定等促進事業」という。）を行う必要があると認められる区域（以下「居住誘導区域等権利設定等促進事業区域」という。）並びに当該居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事項を記載することができる。

一 住宅 居住誘導区域外の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の発生のおそれのある土地の区域に限る。）から当該居住誘導区域への当該住宅の移転

二 誘導施設 都市機能誘導区域外の区域（溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の発生のおそれのある土地の区域に限る。）から当該都市機能誘導区域への当該誘導施設の移転

14 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する指針（以下「低未利用土地利用等指針」という。）に関する事項を記載することができる。

15  
18  
(略)

19 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）その他政令で定める区域については定めのないものとする。

20  
24  
(略)

第八十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成等規制法第二章から第五章までの規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

2  
2  
4  
(略)

第九十条の二 第八十一条第九項に規定する事項には、同項に規定する事業の実施に係る都市計画法第五十九条第一項の認可に関する事項を記載することができる。

2 市町村長は、立地適正化計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあつては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、都道府県知事の同意を得なければならない。

一 都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項 当該公共の用に供する施設を管理する者

二 都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項 当該土地改良事業計画による事業を行う者

（立地誘導促進施設協定の締結等）

第九十条の四 （略）

2 （略）

3 第四章第七節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、立地誘導促進施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第九十条の四第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域」とあるのは「協定区域（第九十条の四第二項第一号に規定する協定区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、「都市再生歩行者経路の」とあるのは「立地誘導促進施設（第八十一条第十項に規定する立地誘導促進施設をいう。以下この節において同じ。）の一体的な」と、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等（第九十条の四第一項に規定する土地所有者等をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第九十条の四第二項各号」と、同項第四号中「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第八十一条第十項の規定により立地適正化計画に記載された立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第九十条の四第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「立地誘導促進施設の一体的な」と読み替えるものとする。

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺に状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七・八 (略)

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

第二十九条の二 法第三十三条第三項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 第二十五条第二号、第三号若しくは第五号から第七号まで、第二十七条、第二十八条第二号から第六号まで又は前三条の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。
- 二 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき道路の幅員の最低限度について、十二メートル(小區間で通行上支障がない場合は、六メートル)を超えない範囲で行うものであること。
- 三 第二十五条第三号の技術的細目に定められた制限の強化は、開発区域の面積について行うものであること。
- 四 第二十五条第五号の技術的細目に定められた制限の強化は、歩車道を分離すべき道路の幅員の最低限度について、五・五メートルを下らない範囲で行うものであること。
- 五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。
  - イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。
  - ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
  - ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度(六パーセントを超えない範囲に限る。)について行うものであること。
- 七 第二十七条の技術的細目に定められた制限の強化は、二十ヘクタール未満の開発行為においてもごみ収集場その他の公益的施設が特に必要とされる場合に、当該公益的施設を配置すべき開発行為の規模について行うものであること。
- 八 第二十八条第二号から第六号までの技術的細目に定められた制限の強化は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、これらの規定のみによつては開発行為に伴う崖(がけ)崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認められる場合に行うものであること。
- 九 第二十八条の二第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、優れた自然的環境の保全のため特に必要があると認められる場合に行うものであること。

十 第二十八条の二第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講ずべき切土若しくは盛土の高さの最低限度又は切土若しくは盛土をする土地の面積の最低限度について行うものであること。

十一 第二十八条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、二十メートルを超えない範囲で国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

十二 前条に規定する技術的細目の強化は、国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号又は第六号の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で行うものであること。

二 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の緩和は、既に市街地を形成している区域内で行われる開発行為において配置すべき道路の幅員の最低限度について、四メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が四メートルを超える場合には、当該幅員）を下らない範囲で行うものであること。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。

イ 開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。

ロ 地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。

（堆積の許可を要する物件）

第三十六条の三 法第五十二条第一項の政令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一 土石

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物

三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源

（届出を要する行為）

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

一 地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物等に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限り）

二 地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

三 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域 木竹の伐採

(地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)  
第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区画形質の変更

イ 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設

ロ 屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

ハ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

ニ 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系(その支持物を含む。)、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

ホ 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物の建築又は工作物の建設

三 次に掲げる建築物等の用途の変更

イ 建築物等で仮設のものの用途の変更

ロ 建築物等の用途を前号ホに掲げるものとする建築物等の用途の変更

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

五 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条第一項の許可を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更(当該建築物等について地区計画において用途の制限のみが定められている場合に限る。)

二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）の全てが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）

イ 地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十八条の五の規定により同法第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなされるもの、同法第六十八条の五の三第一項の規定により同法第五十二条第一項第二号から第四号までに定める数値とみなされるもの又は同法第六十八条の五の四の規定により同法第五十二条第一項第二号若しくは第三号に定める数値とみなされるもの

ロ 地区計画（地区整備計画において、法第十二条の十の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度が定められているものに限る。）において定められている建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十二条の規定による建築物の容積率の最高限度を超えるもの

ハ 地区計画（再開発等促進区が定められている区域に限る。）において定められている次に掲げる事項

(1) 建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超えるもの

(2) 建築物の建蔽率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率を超えるもの

(3) 建築物の高さの最高限度で、当該敷地に係る第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えるもの

ニ 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

四 法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

（法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利）

第三十八条の八 法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利は、土地に関する地上権又は賃借権とする。

（法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件）

第三十八条の九 法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

- 一 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないこと。
- 二 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されている場合（現に日常的な居住の用に供されている場合を除く。）には、その土地又はその土地に存する建築物等の整備の状況等からみて、その土地の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途又はこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められること。

（遊休土地の買取りの協議を行う法人）

第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。

（公告の方法等）

第四十二条 法第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長（法第五十五条第四項の規定により、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 都道府県知事又は市長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（都に関する特例）

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域又は特定用途誘導地区
- 二 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場
- 四 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区的面積が三ヘクタールを超えるもの



○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する部分に限る。）後の条文）

（地区計画）

第十二条の五（略）

256（略）

7 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。）を定めることができる。

一～三（略）

四 現に存する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五（略）

8（略）

（都市計画を定める者）

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 区域区分に関する都市計画

三 都市再開発方針等に関する都市計画

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第四号の二に掲げる地区にあつては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に、第八条第一項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。）に関する都市計画

であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。）に関する都市計画

- 七 市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）に関する都市計画
- 二 市町村の合併その他の理由により、前項第五号に該当する都市計画が同号に該当しないこととなつたとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなつたときは、当該都市計画は、それぞれ市町村又は都道府県が決定したものとみなす。
- 三 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。
- 四 市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする。

（開発許可の基準）

第三十三条（略）

二（略）

- 三 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

四（略）

第五十二条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

（建築等の届出等）

第五十八条の二 地区計画の区域（再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、こ

の限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 国又は地方公共団体が行う行為
  - 四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - 五 第二十九条第一項の許可を要する行為その他政令で定める行為
- 2 5 4 (略)

(建築等の許可)

第五十八条の三 市町村は、条例で、地区計画の区域（地区整備計画において第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている区域に限る。）内の農地の区域内における第五十二条第一項本文に規定する行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととする。ことができる。

2 5 4 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第五十八条の六 国及び地方公共団体は、遊休土地転換利用促進地区の区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(遊休土地である旨の通知)

第五十八条の七 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十八条第一項の規定に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地を除く。）が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所有者（当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者）に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

- 一 その土地が千平方メートル以上の一団の土地であること。
  - 二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。
  - 三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。
  - 四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。
- 2 (略)

(勧告等)

第五十八条の九 市町村長は、前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画に従つて当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利用の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(遊休土地の買取りの協議)

第五十八条の十 市町村長は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人（以下この節において「地方公共団体等」という。）のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取りの目的を示して、その者が買取りの協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 (略)

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしてゐる者若しくはした者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反してゐる者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3・4 (略)

(都の特例)

第八十七条の三 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。  
2 (略)

○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) (抄)

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ (略)

ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条及び法第六十条の三第二項に規定する高さ(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。)を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル(法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項(法第五十五条第一項に係る部分に限る。))並びに法別表第四(ろ)欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ (略)

七・八 (略)

2 5 4 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項(法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。)の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若し

くは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（大規模の修繕又は大規模の模様替）  
第三百三十七条の十二（略）

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十条の三第二項、法第六十条の三第三項若しくは第二項、法第六十七條第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3 5（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正後の条文）

（適用の除外）

第三条（略）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3（略）

（用途地域等）

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低

- 層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
- 3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ニ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 5 第一種住居地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 6 第二種住居地域内においては、別表第二(ヘ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 7 準住居地域内においては、別表第二(ト)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 8 田園住居地域内においては、別表第二(チ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 9 近隣商業地域内においては、別表第二(リ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 10 商業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 11 準工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 12 工業地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 13 工業専用地域内においては、別表第二(カ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
  - 14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二(カ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ない。

いと認めて許可した場合においては、この限りでない。  
15  
17 (略)

(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3・4 (略)

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面から高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合には、この限りでない。

2・3 (略)

4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

5 (略)

(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安



全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

## 2 (略)

### (居住環境向上用途誘導地区)

第六十条の二の二 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- 3 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
- 4 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の高さは、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。
- 5 居住環境向上用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。
- 5 第四十四条第二項の規定は、第一項第二号又は第三項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

### (既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十条の二第二項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第二項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合(第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受

けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

## 254 (略)

(公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第三条等の規定の準用)

第八十六条の九 第三条第二項及び第三項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、次に掲げる事業の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれらの規定に適合しない部分を有するに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替えるものとする。

一 土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業

二 その他前号の事業に準ずる事業で政令で定めるもの

## 2 (略)

(工作物への準用)

## 第八十八条 (略)

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項(第三号を除く。)、及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。)、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第六十条の三第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七条第三項(第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第五十一条に係る部分に限る。)、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

## 3・4 (略)

別表第四 日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	
		地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が十メートル以内の範囲における日影時間	
一	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	軒の高さが七メートルを超える建築物	一・五メートル	(一) 三時間(道の区域内にあつては、二時間)	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間 二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	
二	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが増え十メートルを超える建築物	四メートル又は六メートル	(一) 三時間(道の区域内にあつては、二時間) (二) 四時間(道の区域内にあつては、三時間) (三) 五時間(道の区域内にあつては、四時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間) 二・五時間(道の区域内にあつては、二時間) 三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	
三	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが増え十メートルを超える建築物	四メートル又は六メートル	(一) 四時間(道の区域内にあつては、三時間) (二) 五時間(道の区域内にあつては、四時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間) 三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	
四	用途地域の指定のない区域	軒の高さが七メートルを超える建築物	一・五メートル	(一) 三時間(道の区域内にあつては、二時間) (二) 四時間(道の区域内にあつては、三時間) (三) 五時間(道の区域内にあつては、四時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間) 二・五時間(道の区域内にあつては、二時間) 三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	
	口	高さが増え十メートルを超える建築物	四メートル	(一) 三時間(道の区域内にあつては、二時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さを用いるものとする。	(一)	四時間（道の区域内にあつては、三時間）	二・五時間（道の区域内にあつては、二時間）
	(二)	五時間（道の区域内にあつては、四時間）	三時間（道の区域内にあつては、二・五時間）

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合には、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
  - 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
    - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
    - ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
    - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
  - 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
  - 四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
- 2（略）
- 7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

（公園管理者の権限の代行）

第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公

園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。
- 二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。
- 三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が相当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。
- 四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。
- 五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。
- 六 法第十二条の三第二項の規定により国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の一部を都道府県に対して負担させること。
- 七 法第十七条第一項の規定により、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。
- 八 法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。
- 九 法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。
- 十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

- 一 次に掲げるものについては、十年
- イ 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げるもの並びに第十二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号に掲げるもの
- ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第十七条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)

二(四) (略)

○都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) (抄)

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例)

第五条の九 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする。

2 (略)

(公園管理者の権限の代行)

第五条の十一 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

○宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)(抄)

(規則への委任)

第十五条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第二十二條において同じ。)は、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第六条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(報告の徴取)

第二十二條 法第十九條の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 宅地に関する工事の計画及び施行状況

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）による改正後の条文）

(地区計画等緑地保全条例)

第二十条 市町村は、地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。以下この項及び第三十九条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項（地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。）が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 4 (略)

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三（二十八）（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から



- 第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項
- 三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九十九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項
- 三十三の二～三十七 （略）
- 2・3 （略）

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 （略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約

が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に依じて政令で定めるものに関する事項の概要

三〇十四 (略)

二〇七 (略)

(契約締結等の時期の制限)

第三十六條 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）

(他の法令の準用)

第二條 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六 (略)

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二條の二第三項、第三十四條の二第一項（同法第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二條第二項、第四十三條第三項、第五十二條第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第一項、第二項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項

八〇三十五 (略)

二 (略)

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）  
(他の法令の準用)

第十五條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一 (略)

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四條の二第一項（同法第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二條第二項、第四十三條第三項、第五十二條第三項、第五十二條の二第二項（同法第五十三條第二項、第五十七條の三第一項及び第六十五條第三

項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）

三〇十六（略）

2（略）

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六（略）

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

八〇三十二（略）

2（略）

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）

（）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三（略）

四 都市計画法第三十四条の二第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十条の六第一項

五〇十九（略）

2・3（略）

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一～五 （略）

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十九条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項

七～二十七 （略）

2 （略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～九 （略）

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項  
十一～三十二 （略）

2 （略）

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～八 （略）

九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第

一 項

十 三 三 三 (略)

2 (略)

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 二 二 二 (略)

二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

二 四 四 六 三 三 (略)

2・3 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 十 (略)

十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

二 二 二 二 二 七 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十五 (略)

十六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項  
十七〇四十三 (略)

2 (略)

○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇五 (略)

六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項  
七〇十八 (略)

2・3 (略)

○独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号) (抄)

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇八 (略)

九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、

第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項(同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六  
十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第五十

八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項  
十〇三十四 (略)

2 (略)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一・二 (略)

三 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十八条の二第二項第三号及び第五十八条の六第一項

四〇十五 (略)

2 (略)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令 (平成十七年政令第二百二号) (抄)

(他の法令の準用)

第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇五 (略)

六 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十八条の六第一項

七〇十 (略)

2 (略)

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令 (平成二十二年政令第四十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第十六條 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十 (略)

十一 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十八条の二第二項第三号及び第五十八条の六第一項

十二〇三十 (略)

2 (略)

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令 (平成二十三年政令第百六十七号) (抄)

(他の法令の準用)

第六條 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十八条の二第二項第三号及び第五十八条の六第一項

二〇七 (略)

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）

（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を要しない場合）

第十七条 法第二十三条第二項第三号の政令で定める場合は、土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合とする。

一（五）（略）

六 都市計画法第五十八条の九の規定により遊休土地を買い取る場合

七・八 （略）

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分（以下「許可等」とする。）で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三（三十二）（略）



○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3 （略）

（事業実施の時期に関する制限）

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

第五十条 （略）

2 第三章（第二十一条の二、第二十二条の二第二項及び第三項並びに第二十三条第二項及び第三項を除く。）並びに準用金融商品取引法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「自己が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別」とあるのは、「当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項第一号又は第二号に掲げる契約の種別」と、第二十二条の二第一項及び第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは、「第四十一条第一項の登録又は第四十六条第一項の変更登録」と、第二十五条第一項第一号中「第二条第三項各号」とあるのは、「第二条第三項第一号又は第二号」と、第二十六条の三中「第三号事業」とあるのは、「小規模第二号事業」と、第二十九条中「第三号事業を行う者にあつては」とあるのは、「小規模第二号事業を行う者にあつては」と、第三十条第一項中「第一号事業を行う者」とあるのは、「第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）

（公園管理者の権限の代行）

第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わつて行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければ

ばならない。

- 一 都市公園法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。
  - 二 都市公園法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。
  - 三 都市公園法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。
  - 四 都市公園法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。
  - 五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。
  - 六 都市公園法第十七条第一項の規定により、都市公園台帳を作成し、及びこれを保管すること。
  - 七 都市公園法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。
  - 八 都市公園法第二十二条第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。
  - 九 都市公園法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。
- 2・3 (略)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）  
（都市公園の管理の特例等）

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築（以下この条において「都市公園の維持等」という。）を行うことができる。

2 (略)

3 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

4～6 (略)

○首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）

（法第二条第三項に規定する政令で定める区域）  
 第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

別表

市名	区域
名古屋市	千種区 猪高町の区域を除く区域
	東区 全域
	北区 西区との区界線と都市計画街路中小田井味鮠線との交差点から順次同中小田井味鮠線、県道名古屋小牧線及び新地蔵寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域
	西区 山田町の区域を除く区域
	中村区 全域
	中区 全域
	昭和区 天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域
	瑞穂区 全域
	熱田区 全域
	中川区 富田町及び七反田町の区域を除く区域
	港区 南陽町の区域を除く区域
	南区 全域
	守山区 春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との区界線、東区との区界線、北区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
	緑区 南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交差点を起点とし、順次同天白橋公園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和四十五年三月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。

(都市安全課の所掌事務)

第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること。
- 二 都市局の所掌事務に関する第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。
- 三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。
- 四 都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導(公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。)、監督及び助成に関すること。
- 五 宅地造成等規制法の規定による宅地の造成等の規制に関すること。
- 六 宅地の耐震化の推進に関すること。
- 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。 )の施行に関すること(防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関するものを除く。 )。
- 八 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十三 (略)

十四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること(住宅局の所掌に属するものを除く。 )。

十五〇十七 (略)